

] 栃木県公報

平成28年9月9日(金) 第2816号

-	I	次		
_	————— 告	示		
○補助金等の名称等を定める告示の一部改	正······			835
○軽油引取税免税証の無効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
○予定保安林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••			836
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的				
者の指定				
○土地改良施設の管理規程の変更認可	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		837
	調達等			
○入札公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	837
	<u></u>	示		

栃木県告示第四百六十八号

成二十八年度分の補助金等から適用する。補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平

平成二十八年九月九日

栃木県知事 福 田 富 一

農政部の部農村振興課の款いきいき世代のとちぎ田舎暮らし支援事業補助金の項の次に次のように加える。

とちぎの農 農村地域への来 」 とちぎの農村誘客促進事業	当該事業に要する	一一号特認団体
村誘客促進 訪者の増加を図 農村の活性化を目的とする	活動を経費の十分の十以	
事業及び地。るための取組を(行う団体(その構成員のうち	に農業 内	
域組織実践 支援することに	を	
活動支援事 より、農村の活 す者を含むものに限る。)で	もって	
業費補助金 性化に資する。 知事が適当と認めるもの(以	FN6	
型において「一中帯闘団体」	1 2 2	
う。)がとちぎの農村誘客促	海 事業	
及び地域組織実践活動支援事	** ** ** **	
要領 (平成二十八年四月二十	日付け	
	阖 在。	
以下この頃において「緊急	1 2 2	
い。)に壊りを行うとちぎの	 	
客促進事業に 関する経費	当該事業に要する	二号特認団体
1一 地域組織実践活動支援事業	経費の二分の一以	
農村の活性化を目的とする	活動を一内	
作 に に に に に に に に に に に に に	と認め	
るもの(以下この頃において		
	に基づ	
き行う地域組織実践活動支援	事業 2	
要する雑割		

(農村振興課)

栃木県告示第469号

次の軽油引取税免税証は、平成28年8月24日から無効とした。

平成28年9月9日

栃木県知事 福 田 富 一

免税証の 種 類		逆 金	免税証の記号 及 び 番 号	枚数	有 効 期 間	免税証に記載 された販売業 者の住所氏名	交 1		をた名	無効の 事 由
200%系券	農	業	A0730107075 ~ A0730107076	2枚	H28.1.1 ~ H28.12.31	真岡市 ㈱JAエルサポート	栃真岡県	木県税事務	県	紛 失
100%系券	農	業	A0630043535	1枚	H28.1.1 ~ H28.12.31	真岡市 ㈱JAエルサポート	栃真岡県	木県税事務	県	紛 失
50%系券	農	柴	A0530015937	1枚	H28.1.1 ~ H28.12.31	真岡市 ㈱JAエルサポート	栃真岡県	木県税事務	県	紛 失

(税務課)

栃木県告示第470号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年9月9日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市須賀川字古内上5081、字井戸沢5082、5083-1、5084から5086まで、5087-1、5087-2、5089、5090-1、5090-2、5091、字穴入久保5092-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸沢5082 (次の図に示す部分に限る。)、5083-1、5084・5085・5089・5090-2 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第471号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規 定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。 平成28年9月9日

栃木県知事 福 田 富 一

	事	業所	事	業者	指定の	サービス
事業所番号	名 称	所 在 地	名称	主たる事務所 の 所 在 地	年月日	の種類
0910200617	就労継続支援B 型事業所わく わーく	足利市小俣南町 41-10-C	一般社団法人徳 栄会	足利市山下町 2491-3	平成28年 9月1日	就労継続 支援B型
0910500255	ミソラ	鹿沼市西茂呂 3-21-6	有限会社カネヒロ	鹿沼市西茂呂 3-21-2	平成28年 9月1日	就労継続 支援A型
0910600303	おたすけたい	日光市大室 1146-21	合同会社おたす けたい	日光市大室 1146-21	平成28年 9月1日	同行援護
0910800499	おやま就労支援 センターエルモ	小山市雨ケ谷新 田73-88	株式会社峯翔不 動産	小山市小山89- 1	平成28年 9月1日	就労継続 支援B型

(障害福祉課)

栃木県告示第472号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次のとおり土地改良施設の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年9月9日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区 の 名 称	土地改良施設 の 名 称	土地改良施設の所在地	土地改良施設の管理規程の概要	認可年月日
江戸川用水土地改良区		那須郡那須町大字高久丙	 (1) 貯水、取水又は放流に関する事項 (2) ゲートの操作 (3) 点検及び整備に関する事項 (4) 緊急事態における措置に関する事項 (5) 観測及び調査に関する事項 	平成28年8月10日

(農地整備課)

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年9月9日

栃木県産業技術センター所長 伊 藤 日出男

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量

物品1	1 3 D C A D / C A M システム — 5	
物品2	3 D C A D システム	一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限

物品1	平成28年11月30日
物品2	平成28年11月30日

(4) 納入場所

物品1	栃木県産業技術センター
物品2	栃木県産業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、「事務用機器、紙、文具類」又は「機械器具、車両類」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成28年9月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所 〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号 栃木県産業技術センター管理部 電話028-670-3395
- (2) 入札及び開札の日時及び場所

物品1	平成28年9月27日	午前10時00分	栃木県産業技術センター相談室
物品2	平成28年9月27日	午前10時15分	栃木県産業技術センター相談室

(3) その他

入札説明書は、平成28年9月9日から同月20日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった 者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに 掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(工業振興課)